

活動資金と連携の必要性

公的機関が停止している祝祭日・夜間等に被支援者を発見した場合で、現地(河川敷等・自動車は入れない)から移動する体力の無い人は担架が必要です。そのようなとき救急車を手配しますが、臨場した救急隊員は揃って弊会にキーパーソンを求めます。なぜなら病院へ搬送したけれど、心身異常がないと判断された場合、連れて帰る人が必要だからです(心身衰弱のみだと病院は受け入れないことが多い)。そうすることによって病院の受入の敷居は下がるのです。

又、その場で救急隊員が搬送不要と判断する場合があります。

※警察は自傷他害や大声を出している等の保護理由が無い場合、まったく機能しません。

活動資金

- ①病院から連れて帰り、弊会事務所兼自宅にて休憩の提供
- ②その場合の食事等の提供
- ③病院入院が決まった場合、弊者が帰路する
- ④アウトリーチ活動(探索・見守り・差し入れ・相談支援)にかかる時間 2-3 時間
- ⑤一時休憩を提供した後の各機関への同行支援等

これらにおける交通費、食事提供費、休憩提供費等の実費、活動費や同行支援費等の人件費

※少し別の話になりますが例えば日常生活自立支援の支援員は外部委託ができる法仕様となっていて他府県では行われているようですが、大阪府社協枚方市社協は行っていません。地域包括等も外部委託は行いません。

連携の必要性

- ① 夜間休日等も対応している受入可能な施設(救護施設等)の連絡先及び関係性
- ② 夜間休日等も対応している受入可能な病院等の連絡先及び関係性

これに関係する弊会の知名度・信頼性等

資金云々も勿論ですが、連携だけに対応して貰わないと、何もかも弊会の持ち出しでは、今後支援を諦めざるをえなくなります。